

藍住町男性の育児休業取得促進奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、男性の育児参加を促進し、子育て世帯の仕事と育児の両立を支援するため、育児休業を取得した男性の労働者に対し、予算の範囲内において藍住町男性の育児休業取得促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 育児休業 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第2条第1号に規定する育児休業及び各事業所において就業規則、労働協約等に定める育児のための休業又は休暇をいう。

(2) 労働者 労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者をいう。

(交付対象の労働者)

第3条 奨励金の対象となる男性の労働者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 労働者及び育児休業の対象である子が町内に住所を有していること。

(2) 雇用保険の被保険者として雇用されていること。

(3) 常勤の国家公務員又は地方公務員の身分を有する者でないこと。

(4) 養育する子が1歳2か月に達するまでの間に、次のいずれかに該当する育児休業を取得していること。

ア 連続する10日以上（勤務を要しない日を除く。）の育児休業

イ 連続する1か月以上の育児休業

ウ 合算する30日以上の育児休業

(5) 前号の育児休業を取得し、職場復帰後1か月以上勤務していること。

(6) 町税等を滞納していないこと。

(7) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(8) 町が行う男性の育児休業取得に関する啓発活動に協力できること。

(奨励金の額)

第4条 交付する奨励金の額は、次の各号に掲げる交付対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 連続する 10 日以上（勤務を要しない日を除く。）の育児休業を取得した者
3 万円
 - (2) 連続する 1 か月以上又は合算する 30 日以上の育児休業を取得した者 5
万円
- 2 奨励金の交付は、1 子につき 1 回限りとする。
 - 3 多胎児は、1 人の子とみなし、前項の規定を適用する。
(奨励金の交付申請)

第 5 条 奨励金の交付を受けようとする男性労働者は、職場復帰して 1 か月を経過した日（以下「申請開始日」という。）から 1 か月以内又は申請開始日が属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、藍住町男性の育児休業取得促進奨励金交付申請書兼実績報告書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 雇用保険被保険者証の写し
 - (2) 育児休業に係る子との関係を確認できるもの（母子健康保健手帳の写し等）
 - (3) 育児休業申出書の写し
 - (4) 出勤簿の写し等育児休業取得状況及び職場復帰して 1 か月経過したことが確認できるもの
 - (5) 町税等の納付状況調査同意書
 - (6) 育児休業に関するレポート
 - (7) その他町長が必要と認める書類
- (奨励金の交付決定)

第 6 条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、奨励金の交付又は不交付を決定し、藍住町男性の育児休業取得促進奨励金交付決定通知書（様式第 2 号）又は藍住町男性の育児休業取得促進奨励金不交付決定通知書（様式第 3 号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(奨励金の交付)

第 7 条 町長は、前条の規定により交付決定をしたときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第 8 条 町長は、偽りその他不正な手段により奨励金の交付決定を受けた者があるときは、奨励金の交付決定を取り消し、既に交付した奨励金を返還させることができる。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に取得した育児休業について適用する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの要綱の規定により交付申請がなされた奨励金については、同日後も、なおその効力を有する。

年 月 日

藍住町長殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号

藍住町男性の育児休業取得促進奨励金交付申請書兼実績報告書

藍住町育児休業取得促進奨励金の交付を受けたいので、藍住町男性の育児休業取得促進奨励金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

1 奨励金の交付申請額 _____円

2 奨励金の育児休業の取得状況等

育児休業 に係る子	氏 名	
	生年月日	令和 年 月 日
育児休業 取得期間	合計 日間	<input type="checkbox"/> 勤務を要しない日を除く。
	①令和 年 月 日～令和 年 月 日（ 日間）	
	②令和 年 月 日～令和 年 月 日（ 日間）	
	③令和 年 月 日～令和 年 月 日（ 日間）	
	④令和 年 月 日～令和 年 月 日（ 日間）	
勤務先	名 称	
	所在地	
	連絡先	

勤務先確認欄

<p>申請者は、上記のとおり育児休業を取得し、育児休業終了後、職場に復帰していることを証明します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>事業所名</p> <p>代表者職・氏名</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>
--

3 添付書類

- 雇用保険被保険者証の写し
- 育児休業に係る子との関係を確認できるもの（母子健康手帳の写し等）
- 育児休業申出書の写し
- 出勤簿の写し等育児休業取得状況及び職場復帰して1か月経過したことが確認できるもの
- 町税等の納付状況調査同意書
- 育児休業に関するレポート
- その他町長が必要と認める書類

4 誓約・同意事項

<p><input type="checkbox"/> 次の事項について誓約します。</p> <p>(1) 申請内容に、偽りその他不正がないこと。</p> <p>(2) 提出する書類の写しは、全て原本と相違ないこと。</p> <p>(3) 常勤の国家公務員又は地方公務員の身分を有していないこと。</p> <p>(4) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。</p> <p>(5) 奨励金の交付決定が取り消された場合において、既に奨励金が交付されているときは、奨励金を返還すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 次の事項について同意します。</p> <p>(1) 奨励金の交付要件を確認するために必要があるときは、町が住民基本台帳その他の公簿等を確認すること。</p> <p>(2) 育児休業取得状況等について、町が勤務先へ確認すること。</p> <p>(3) 町が行う男性の育児休業取得に関する啓発活動に協力すること。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>申請者 住所 藍住町</p> <p>氏名（自署）</p>

5 振込口座

金融機関			本店・支店
口座種別		口座番号
フリガナ			
口座名義			

様式第 2 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

藍住町長

㊟

藍住町男性の育児休業取得促進奨励金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった藍住町男性の育児休業取得促進奨励金について、次のとおり交付を決定したので、藍住町男性の育児休業取得促進奨励金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

交付決定額

円

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

藍住町長

㊟

藍住町男性の育児休業取得促進奨励金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった藍住町男性の育児休業取得促進奨励金について、下記の理由により不交付を決定したので、藍住町男性の育児休業取得促進奨励金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

交付しない理由